

じて分担の変更があるものとする。

商号又は名称

分担内容

商号又は名称

分担内容

商号又は名称

分担内容

2 前項に規定する分担工事等の価額は、運営委員会が別に定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行に関し、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事等の進捗を図り、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の配分)

第12条 構成員は、その分担工事等の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事等の額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事等に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所有するものとする。

年 月 日

代表構成員 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

特定建設工事共同企業体協定書(乙)

(目的)

第1条 当特定建設工事共同企業体は、春日部市水道事業の発注に係る R8基幹重給管備後東藤塚線(2-20)更新工事(設計施工一括) 工事を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 埼玉県春日部市〇〇〇〇〇〇〇〇 に置く。

(成立及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後12月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかつたときは、前2項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 埼玉県春日部市〇〇〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

所在地 埼玉県春日部市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

所在地

2社JVの場合は、空欄としてください

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社 〇〇支店を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

営業所等に委任をしている場合は、営業所名等まで記載してください。

(工事等の分担内容)

第8条 各構成員の建設工事等の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事等の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

分担内容 配水管布設替工事(第1工区)

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

分担内容 設計業務全般

商号又は名称 2社JVの場合は、空欄としてください

分担内容

2 前項に規定する分担工事等の価額は、運営委員会が別に定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行に関し、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事等の進捗を図り、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇〇銀行 〇〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の配分)

第12条 構成員は、その分担工事等の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事等の額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事等に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする

〇〇〇〇株式会社 〇〇支店 外 1社は、上記のとおり 〇〇・□□ 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所有するものとする。

年 月 日

住 所 埼玉県春日部市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表構成員 商号又は名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇支店
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

住 所 埼玉県春日部市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
構 成 員 商号又は名称 株式会社□□□□
代表者氏名 □□ □□ 印

住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

2社による特定JVとなる場合は、こ
こは空欄となります。